

池田総合法律事務所・池田特許事務所 ニュースレター

～新春だより～

平成30年1月 第20号
<http://www.ikedalawpatent.jp/>



明けましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。

昨年も色々なことがありましたー北朝鮮による度重なるミサイル発射、トランプ大統領との間の口汚ない脅迫の応酬、そうした中での突然の衆議院解散、選挙による三極分化、好景気が続き、日経平均株価も年初からの右肩上がりの中、格差は広がり、相変わらず、消費や賃金は低迷している等々。世の中は、なんとなくざわついて落ち着きがなく、先行きへの不安感もぬぐえません。しかし、こうした時代だからこそ、右往左往することなく、地に足を着け生活していきたいものです。ー「静かで節度のある生活は、絶え間ない不安に襲われながら成功を追い求めるよりも、多くの喜びをもたらしてくれる。」（アルベルト・アインシュタイン）

さて、

<当事務所に弁護士2名が加わりました>

平成29年11月より石田美果弁護士を、12月から森田翔太郎弁護士を当事務所に迎えました。

石田弁護士は第二東京弁護士会から登録換えにより、愛知県弁護士会へ入会をした、弁護士経験3年の弁護士です。森田弁護士は27歳、昨年12月に司法研修所を卒業した、新進の弁護士です（両弁護士の自己紹介は、裏面にあります。）。

総勢7人体制となり、皆様からのご期待、ご要望に、より一層、迅速・的確に対応できることになりましたので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。
<池田伸之>



新年あけましておめでとうございます。今年一年が皆さまにとって健康で素晴らしい年となりますように祈念いたします。

昨年4月から、愛知県弁護士会において会長を、また日本弁護士連合会において副会長を務めておりますところ、任期も残り3ヶ月となりました。この間、愛知で、東京で、また各地で、そして様々な場面で、懸命に活動しておられる市民や企業の方々、また弁護士、行政機関、NPOの方々など本当に多数の方にお目にかかる機会を得ました。



どなたも人間的な魅力に溢れ、社会の隅々で頑張っておられる姿に出会い、私の新たな財産となりました。弁護士、弁護士会への社会からの期待、信頼はまだ捨てたものではなく、しっかりと応えていくお手伝いをしたことは喜びでした。今や弁護士会を担ってくれるのは、若手弁護士たちです。次の時代を見据え、法曹に託された課題とともに考え、承継していきたいと思っています。

この間時間の許す限りの仕事も続けておりましたが、これも私を支えてくれました事務所の仲間や家族のお蔭です。

そして、電話会議、TV会議、メール、それに新幹線。改めて、かつての仕事のやり方からの変化に驚いています。お隣韓国他外国ではe-裁判も進んでいます。AI人工知能の時代ですが、そこに生きる人や企業にとって大切な利益や感情を守り、また繁栄、発展させるのは私たち弁護士の職責であると思っています。

今年も大いに頑張ります。ぜひ、事務所にお訪ねください。お目にかかるのを楽しみにしています。今年もよろしく申し上げます。
<池田桂子>

ニュースレター第20号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メール：ikedalawpatent@par.odn.ne.jp、FAX052-684-6291）までお寄せください。

2018年セミナーのご案内 同封のセミナー案内をご覧ください。

相談予約方法 下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM~5:30PM

【石田弁護士ご挨拶】

弁護士になる前は、IT企業にシステムエンジニアとして勤務していました。日々、コンピューターと格闘する中で、次第に、もっと人に寄り添う仕事がしたい、悩んでいる人の力になれるような仕事がしたいと考えるようになり、一念発起して会社を退職し、法科大学院に入学しました。

その後、平成27年2月に第二東京弁護士会で弁護士登録し、約2年半、東京で活動をしました。

今回、ここ愛知に転居をすることになり、ご縁あって、当事務所に入所させていただくことになりました。

これまでは、離婚等の男女問題、遺産相続、中小企業法務等を中心に様々な業務を行って参りましたが、今後も、ジャンルを限定せず、お客様のどんなご依頼にも応えられるよう、自己研鑽を怠らず、日々精進していきたく思います。

皆さまのご指導ご鞭撻を賜ります様、宜しくお願い申し上げます。 <石田美果>



【石田美果弁護士の経歴】

平成21年1月	日本アイ・ピー・エム株式会社退社
平成21年4月	中央大学法科大学院 入学
平成24年3月	中央大学法科大学院 修了
平成25年9月	司法試験合格
平成27年2月	弁護士登録



【これまでの弁護士会の活動】

消費者問題対策委員会 委員（～平成28年3月）
子どもの権利に関する委員会 委員（～平成29年9月）
都内複数の小学校にて「弁護士によるいじめの予防授業」講師

【森田弁護士ご挨拶】

私こと、ご縁あって当事務所において弁護士としてのスタートを切らせていただくことになりました。

最近の社会は、次々と新しい技術が生み出され、激しく変化しています。それに合わせて法律も次々と改正されています。それに伴い弁護士に求められる役割や能力は刻々と変化しています。この流れに遅れることなく、多くのニーズに応えられるよう日々精進していきたく思います。社会は変化していきますが、人と人の繋がりは変わることはありません。私は、人との繋がりを大切にできる弁護士を目指していきたく思います。

私の出身は長崎県諫早市という有明海の干拓で有名な場所です。大学では香川に、大学院で大阪と徐々に東へと移り住んできました。昨年からは名古屋で生活していますが、とても住みやすく、名古屋という街が好きになりました。

趣味は野球観戦で、中日ドラゴンズのファンです。

機会があればナゴヤドームに足を運んでいます。近年の成績はファンとして悔しいですが、ドラゴンズが少しでもいい順位になるように、ナゴヤドームでの応援を楽しみにしています。

弁護士1年目ではありますが、より良い法的サービスを提供できるように日々邁進していきます。

皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。 <森田翔太郎>



【カンボジアにおけるFintech事情】



カンボジアでは、日本とは異なるFintech（フィンテック）（IT技術を用いた金融商品・金融サービス全般のこと）が発達していますので、以下、少しご紹介いたします。

カンボジアでは、銀行制度がこれまで十分に発達していないうえ、国民の銀行口座保有率も低いことから、口座振込・口座振替はほとんど普及していません。他方で、カンボジアでの国民には携帯電話が広く普及しています（携帯電話普及台数は国民人口よりも多いともいわれています）。

このため、カンボジアでは、隔地者間の送金方法（法的には為替取引に該当するもの）として、Wing（送金業者の一つ）が提供する、携帯電話番号を利用した送金サービスが急成長しています。

このサービスは、例えば、①シムリアップ州（世界遺産アンコールワットが位置する州）に住むAさんが、プノンペンに住むBさんに送金をする場合、近くのWing代理店において、Bさんの携帯電話番号を伝えて送金額を預けて、パスワードを受け取り、②Bさんは、近くのWing代理店において、自分の携帯電話番号とAさんから教えてもらったパスワードを伝えて、Aさんの送金額を受領できるというものです。

日本においても、今後、QRコードを利用した決済、携帯電話番号を利用した決済などが普及することが予想されており、カンボジアにおける以上のようなFintech事情は参考になると考えられます。

<玉垣正一郎>



相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

無料相談も行っています。日程については、お電話にてお尋ね下さい。



ikedalawpatent@par.odn.ne.jp

当事務所のホームページには、左のQRコードを読み取ってアクセスして下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM~5:30PM

民法大改正について ②

～保証編～

前回、民法改正の中で債権の消滅時効のことを教えてもらいましたが、他にはどのような点が改正されたのですか？保証についても大きく変わったと聞いた気がするのですが…。

そうです。保証も大きく改正があった点の一つになります。

なるほど。では、どのような点が変わったのか、簡単に教えてもらえますか。

改正前の規定の下では、安易な保証により多くの個人の保証人が被害を受けてきました。そのため、そのような個人の保証人を保護するため、保証人の範囲と保証の内容を制限することが、大きな枠組みになります。

主要な点を挙げると、①個人根保証契約における極度額の定め義務付け等、②事業用融資の場合の第三者保証の制限等、③保証契約締結時の保証人への情報提供義務、④保証契約締結後の保証人への情報提供義務、といった内容です。

たしかに、保証人になって大変な目に遭ったという話なんかを聞いたことがありますね。では、

もう少し中身について教えてもらってもいいですか。

①については、個人が根保証つまり金額の確定しない債務を保証するときには、極度額（保証の上限）を定めないと無効になります。これは、お金の貸し借りなどに限られず、あらゆる契約の根保証についての制限となりますので、例えば、賃貸借契約の保証についても、極度額を定めなければいけません。



また、②については、事業用融資に関しては、第三者の個人による保証の場合、保証契約締結の1か月以内に作成された公正証書で保証の意思を表示していないと無効になります。

なるほど。では、今現在の保証契約も、改正法に対応した措置をしないと無効になってしまうのですか？

いえ、改正法の適用があるのは、改正法が施行された後に締結された契約からですので、今現在の契約には影響がありませんが、次の契約更新時が改正法の施行後になるときは、契約書の修正や公正証書の作成を忘れないでください。

＜上杉謙二郎＞



難しい日本語



法律という言葉に関わる仕事をしていると時折、自分の使っている日本語に自信がなくなることがあります。私気がなっていたり、最近知った間違いやすい日本語についてご紹介いたします。

【相殺】・・・非常に読み間違いが多い言葉ですが、法律用語としては「そうさい」が正しいとされています。「そうさつ」ではありません。

【原状回復】・・・これも「現状」と書く方がいますが、元の状態に戻すという意味であり、正しくは「原状」になります。

【煮詰まる】・・・本来は、議論などが十分に行われて結論が出せるようになった状況の意味ですが、これ以上議論が進まない、結論が出ない場合に「煮詰まった」という表現を誤って使うことが広まり現在ではこのような意味も持つものとされています。

【穿った見方】・・・本来は、「うまく本質をついた見方」という意味でしたが、現在では「ひねくれた見方」として使われることが広がっています。

【恣意的】・・・本来は「自分勝手な」ということを意味しますが、「わざと（作為的に）」という意味で使われることが広がっています。

【初老】・・・かつては40歳前後の人を初老と呼びましたが、平均寿命が延びた現代においては60歳前後の人を指して初老ということが多くなります。

【役不足】・・・本来は能力に対して与えられた役目が軽すぎることを意味しますが、与えられた役目に対して能力が低すぎることを、力不足と混同されて誤用されることが多いようです。

【やぶさかでない】・・・本来は「喜んで行う」という意味ですが、「仕方なく行う」という意味で誤用されることが多いようです。

【姑息】・・・本来の意味は「一時しのぎ」という意味ですが、「ひきょうな」という意味での誤用が広がっています。

【きめこまか】・・・「きめこまやか」と言われる方もいますが、漢字で「きめ細か」と記載した場合には「きめこまか」と読みます。もともと「きめこまやか」という言葉はないようです。

【えんどう（まめ）】・・・皆様が良く食されている「えんどう」は漢字で「豌豆」と書きます。したがって、「えんどうまめ」は「豌豆豆」という表記になってしまい実は誤用です。

皆様は上記の言葉の本来の意味をご存知でしたでしょうか。言葉によっては正反対の意味になってしまうものもあり、不意の一言がトラブルを招きかねません。ただ、もはや誤用の意味が一般化しているような場合には本来の意味で言葉を使うことが、かえって混乱を招きかねないともいえます。日本語は何とも難しいものです。

＜西脇健人＞

【取扱い業務】企業法務／事業再生支援・整理・借金問題／相続・遺言・贈与・事業承継／高齢者ホームロイヤー・後見／交通事故／離婚・子どもを巡る問題／知的ライセンス契約・商標・意匠・実用新案・その他知的財産権／労働問題／不動産取引／出張セミナー／建築紛争／医療事故

私的絵画百選⑧



パウル・クレー Paul Klee

「カイルアンの眺め」(上)
フ란ツ・マルク美術館、個人蔵
水彩・鉛筆 8.4cm×21.1cm
1914年制作



「カイルアン、門の前で」(下)
ストックホルム近代美術館蔵
水彩・鉛筆 13.5cm ×22.0cm
1914年制作

ある日突然何かが目の前にさっと現れて、それによって物事の様相が一変する、本質の突然の顕現ということが誰にでもあることとは思いますが、特に芸術家には必要であるというのは私の持論です。クレーの1912年のチュニジア旅行はまさにそれで、「色が私を変えた。なんと幸せなことだろう。私と色彩は一つだ。私は画家になったのだ。」とクレーは書き記しています。

よく、クレーを色彩の魔術師とか、音楽と色彩の融合の画家と言われますが、とにかく実験好き。シンプルな画風ですが、ダ・ヴィンチ張りに技法の研究をした画家でした。油彩転写は鉛筆やインクで描いた素描を黒い油絵具を塗った紙の上に置き、描線を針でなぞって転写したのち、水彩絵の具で着色する技法だそうです。重ね塗り、切り貼り、再構成…、造形思考という言葉を残しています。

二つに分かれたこの絵も、もともと一枚の絵を切離したものです。

1879年に、ベルンで、交響楽団員で音楽教師の父と、ピアニスト・声楽家の母という音楽一家に生まれたクレーは幼い時からヴァイオリンを習い、親はその道に進むことを勧めたようです。父の故郷ドイツ南部のチュービンゲン郊外の森に入って遊び、動物、植物、文学、哲学、建築等に興味の尽きな

かったクレーは、自然の奥に潜んでいる源に常に目を向けていたのかもしれませんが。

クレーは几帳面であったのでしょうか。自分の生涯制作した約9600点といわれる作品について記録していましたが、「クレーの日記」という本にまとめられたメモには、日常に感じたことや芸術についての考えをよく残しています。息子フェリックスによれば、クレーはピアニストとして家計を支えた妻リリーに代わって、子育てや料理等家事一切をする主夫の一面もみられます。

日記を読むと、幼いころ刺繍の得意な祖母のそばでその様子を眺め、童話を読んでもらったりしたことがクレーの想像力を膨らませて成長させたということがわかります。

晩年は皮膚病に悩まされ、創作活動にも支障がありました。子どもの絵を多数残しているクレーの晩年の作品には天使が登場します。「忘れっぽい天使」シリーズは一見無垢な心を象徴しているともみられますが、偶然に生まれた描線を楽しんでいるだけではなく、色彩を取り去った場合の感覚や感情を表現しているのではないかと、白い紙に描かれた黒い描線の天使は黙っていますが、いろいろな表情を見せてくれます。本当に豊かなものとは何か感じさせてくれる作家です。 <池田桂子>